

福岡県公報

令和七年十一月二十一日
第六百四十八号
増刊
①

目次

告 示 (第六百四十六号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) …………… 一

告 示

福岡県告示第六百四十六号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

三池港(4)臨港交通施設の表道路の部三池港南北線の項中「223」を「220」に改める。